

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第22号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
99の6	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（2以上の市町の区域をその実施の場所とする地域経済牽引事業に係るものを除く。） (1)～(4) (略)	静岡市 浜松市 牧之原市	99の6	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（2以上の市町の区域をその実施の場所とする地域経済牽引事業に係るものを除く。） (1)～(4) (略)	静岡市 浜松市 <u>焼津市</u> 牧之原市
(略)			(略)		
103の6	削除		103の6	<u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</u> (1) <u>法第18条第1項の認可</u> (2) <u>法第18条第7項の規定による通知及び公告</u>	藤枝市
(略)			(略)		
103の17	農地法（昭和27年法律第229号。以下この項にお	長泉町 小山町 吉田町	103の17	農地法（昭和27年法律第229号。以下この項にお	長泉町 小山町 吉田町

	<p>いて「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)から(4)まで及び(7)に掲げる事務にあつては、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第51条第3項</u>の規定による措置及び公告 (7)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>			<p>いて「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)から(4)まで及び(7)に掲げる事務にあつては、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第51条第4項</u>の規定による措置及び公告 (7)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	
103 の18	<p>農地法 (以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)から(4)まで及び(10)に掲げる事務にあつては、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>法第51条第3項</u>の規定による措置及び公告 ((10)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	静岡市 浜松市	103 の18	<p>農地法 (以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)から(4)まで及び(10)に掲げる事務にあつては、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>法第51条第4項</u>の規定による措置及び公告 ((10)に掲げる事務に係るものに限る。)</p>	静岡市 浜松市
103 の19	<p>農地法 (以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)から(5)まで及び(11)に掲げる事務にあつては、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>法第51条第3項</u>の規定による措置及び公告</p>	沼津市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市	103 の19	<p>農地法 (以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)から(5)まで及び(11)に掲げる事務にあつては、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>法第51条第4項</u>の規定による措置及び公告</p>	沼津市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市

	(Ⅲ)に掲げる事務に係るものに限る。)	牧之原市
103 の20	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略) (4) <u>法第15条の4第1項</u> の規定による勧告	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 御前崎市 菊川市 牧之原市 長泉町 小山町 吉田町
(略)		
135	削除	

	(Ⅲ)に掲げる事務に係るものに限る。)	牧之原市
103 の20	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略) (4) <u>法第16条第1項</u> の規定による勧告	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 御前崎市 菊川市 牧之原市 長泉町 小山町 吉田町
(略)		
135	<u>静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例（令和4年静岡県条例第20号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する次に掲げる事務</u> (1) <u>条例第9条第1項</u> の規定による届出に係る届出書の受付 (2) <u>条例第11条第1項</u> の規定による届出に係る届出書の受付 (3) <u>条例第12条の規定による届出に係る届出書の受付</u> (4) <u>条例第13条第2項</u> の規定による報告に係る報告書の受付 (5) <u>条例第14条第1項</u> の	静岡市 浜松市

									<u>規定による報告に係る 報告書の受付</u> <u>(6) 条例第14条第2項の 規定による報告に係る 報告書の受付</u> <u>(7) 条例第14条第3項の 規定による報告の受付</u> <u>(8) 条例第16条第3項の 閲覧の提供</u> <u>(9) 条例第17条の規定に よる届出に係る届出書 の受付</u>
(略)			(略)						
143	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(14)まで、<u>(16)から(23)まで、(26)から(28)まで、(50)、(53)、(54)、(73)、(78)、(91)、(100)から(102)まで、(104)、(105)、(108)、(111)、(113)から(115)まで、(119)から(123)まで、(127)及び(130)において</u>は、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(19) (略)</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>	143	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(28)まで、<u>(30)から(32)まで、(54)、(57)、(58)、(77)、(82)、(95)、(104)から(106)まで、(108)、(109)、(112)、(115)、(117)から(119)まで、(123)から(127)まで、(131)及び(134)において</u>は、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p><u>(20) 法第18条第18項の規定による提出に係る審査報告書の受付（電子的方法により行われるもの</u>に係るものを除</p>	<p>全市町（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>				

(20) 法第18条第16項の規定による通知に係る通知書の受付

(21) 法第18条第18項の検査済証の手交

(22) 法第18条第19項の規定による通知に係る通知書の受付

(23) 法第18条第21項の中間検査合格証の手交

(24) 法第18条第24項第1号及び第2号の規定による認定に係る申請書の受付

(25)～(48) (略)

(49) 法第52条第14項（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項にお

く。）

(21) 法第18条第19項の規定による通知に係る通知書の手交

(22) 法第18条第20項の規定による通知に係る通知書の受付

(23) 法第18条第22項の検査済証の手交

(24) 法第18条第27項の規定による提出に係る完了検査報告書の受付（電子的方法により行われるものに係るものを除く。）

(25) 法第18条第28項の規定による通知に係る通知書の受付

(26) 法第18条第30項の中間検査合格証の手交

(27) 法第18条第36項の規定による提出に係る中間検査報告書の受付（電子的方法により行われるものに係るものを除く。）

(28) 法第18条第38項第1号及び第2号の規定による認定に係る申請書の受付

(29)～(52) (略)

(53) 法第52条第14項（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項にお

いて「建築物省エネ法」という。)第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による許可に係る申請書の受付(同項第1号又は第3号に該当する場合に係るものに限る。)

(50)・(51) (略)

(52) 法第53条第5項(建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可に係る申請書の受付

(53)～(55) (略)

(56) 法第55条第3項(建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可に係る申請書の受付

(57)～(63) (略)

(64) 法第58条第2項(建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可に係る申請書の受付

(65)～(115) (略)

(116) 法第87条第1項において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第

いて「建築物省エネ法」という。)第64条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による許可に係る申請書の受付(同項第1号又は第3号に該当する場合に係るものに限る。)

(54)・(55) (略)

(56) 法第53条第5項(建築物省エネ法第64条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可に係る申請書の受付

(57)～(59) (略)

(60) 法第55条第3項(建築物省エネ法第64条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可に係る申請書の受付

(61)～(67) (略)

(68) 法第58条第2項(建築物省エネ法第64条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による許可に係る申請書の受付

(69)～(119) (略)

(120) 法第87条第1項において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第

6 項、第 7 条第 1 項並びに第 18 条第 2 項、第 3 項及び第 16 項に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、届出書の受付及び通知書の受付（法第 6 条の 2 第 5 項に規定する事務に係る確認審査報告書の受付にあつては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。）

(117)～(124) (略)

(125) 法第 87 条の 4 において準用する法第 6 条第 1 項及び第 4 項、第 6 条の 2 第 5 項及び第 6 項、第 7 条第 1 項及び第 5 項、第 7 条の 2 第 3 項及び第 6 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 5 項、第 7 条の 4 第 2 項及び第 6 項、第 7 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 18 条第 2 項、第 3 項、第 16 項、第 18 項、第 19 項、第 21 項並びに第 24 項第 1 号及び第 2 号に規定する事務に係る申請書の受

6 項、第 7 条第 1 項並びに第 18 条第 2 項、第 3 項及び第 18 項から第 20 項までに規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、届出書の受付、通知書の受付及び審査報告書の受付（法第 6 条の 2 第 5 項及び第 18 条第 18 項に規定する事務に係る確認審査報告書及び審査報告書の受付にあつては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。）

(127)～(134) (略)

(135) 法第 87 条の 4 において準用する法第 6 条第 1 項及び第 4 項、第 6 条の 2 第 5 項及び第 6 項、第 7 条第 1 項及び第 5 項、第 7 条の 2 第 3 項及び第 6 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 5 項、第 7 条の 4 第 2 項及び第 6 項、第 7 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 18 条第 2 項、第 3 項、第 18 項から第 20 項まで、第 22 項、第 27 項、第 28 項、第 30 項、第 36 項並びに第 38 項第 1 号及び第 2

付、確認済証の手交、
確認審査報告書の受
付、通知書の手交、検
査済証の手交、通知書
の受付、完了検査報告
書の受付、中間検査合
格証の手交及び中間検
査報告書の受付（法第
6条の2第5項、第7
条の2第3項及び第6
項並びに第7条の4第
2項及び第6項に規定
する事務に係る確認審
査報告書、通知書、完
了検査報告書及び中間
検査報告書の受付にあ
っては、電子的方法に
より行われるものに係
るものを除く。）

(略)

法第88条第1項にお
いて準用する法第6条
第1項及び第4項、第
6条の2第5項及び第
6項、第7条第1項及
び第5項、第7条の2
第3項及び第6項、第
7条の3第1項及び第
5項、第7条の4第2
項及び第6項、第12条
第5項（第2号及び第

号に規定する事務に係
る申請書の受付、確認
済証の手交、確認審査
報告書の受付、通知書
の手交、検査済証の手
交、通知書の受付、完
了検査報告書の受付、
中間検査合格証の手
交、中間検査報告書の
受付及び審査報告書の
受付（法第6条の2第
5項、第7条の2第3
項及び第6項、第7条
の4第2項及び第6項
並びに第18条第18項、
第27項及び第36項に規
定する事務に係る確認
審査報告書、通知書、
完了検査報告書、中間
検査報告書及び審査報
告書の受付にあつて
は、電子的方法により
行われるものに係るも
のを除く。）

(略)

法第88条第1項にお
いて準用する法第6条
第1項及び第4項、第
6条の2第5項及び第
6項、第7条第1項及
び第5項、第7条の2
第3項及び第6項、第
7条の3第1項及び第
5項、第7条の4第2
項及び第6項、第12条
第5項（第2号及び第

3号を除く。)並びに第18条第2項、第3項、第16項、第18項、第19項及び第21項に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、中間検査合格証の手交、中間検査報告書の受付及び報告書の受付（法第6条の2第5項、第7条の2第3項及び第6項並びに第7条の4第2項及び第6項に規定する事務に係る確認審査報告書、通知書、完了検査報告書及び中間検査報告書の受付にあっては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。）

(10) 法第88条第2項において準用する法第3条第1項第3号及び第4号、第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7

3号を除く。)並びに第18条第2項、第3項、第18項から第20項まで、第22項、第27項、第28項、第30項及び第36項に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、中間検査合格証の手交、中間検査報告書の受付、報告書の受付及び審査報告書の受付（法第6条の2第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の4第2項及び第6項並びに第18条第18項、第27項及び第36項に規定する事務に係る確認審査報告書、通知書、完了検査報告書、中間検査報告書及び審査報告書の受付にあっては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。）

(10) 法第88条第2項において準用する法第3条第1項第3号及び第4号、第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7

条第1項及び第5項、
第7条の2第3項及び
第6項、第7条の6第
1項第1号及び第2
号、第12条第5項（第
2号及び第3号を除
く。）、第18条第2項、
第3項、第16項、第18
項並びに第24項第1号
及び第2号、第48条第
1項から第14項まで、
第51条、第68条の3第
7項、第87条第2項及
び第3項（法第48条第
1項から第14項まで及
び第51条に係る部分に
限る。）並びに第87条の
4に規定する事務に係
る申請書の受付、確認
済証の手交、確認審査
報告書の受付、通知書
の手交、検査済証の手
交、通知書の受付、完
了検査報告書の受付、
報告書の受付、中間検
査合格証の手交及び中
間検査報告書の受付
（法第6条の2第5項
並びに第7条の2第3
項及び第6項に規定す
る事務に係る確認審査
報告書、通知書及び完
了検査報告書の受付に
あつては、電子的方法
により行われるものに
係るものを除く。）

条第1項及び第5項、
第7条の2第3項及び
第6項、第7条の6第
1項第1号及び第2
号、第12条第5項（第
2号及び第3号を除
く。）、第18条第2項、
第3項、第18項から第
20項まで、第22項、第
27項並びに第38項第1
号及び第2号、第48条
第1項から第14項ま
で、第51条、第68条の
3第7項、第87条第2
項及び第3項（法第48
条第1項から第14項ま
で及び第51条に係る部
分に限る。）並びに第87
条の4に規定する事務
に係る申請書の受付、
確認済証の手交、確認
審査報告書の受付、通
知書の手交、検査済証
の手交、通知書の受
付、完了検査報告書の
受付、報告書の受付、
中間検査合格証の手
交、中間検査報告書の
受付及び審査報告書の
受付（法第6条の2第
5項、第7条の2第3
項及び第6項並びに第
18条第18項及び第27項
に規定する事務に係る
確認審査報告書、通知
書、完了検査報告書及

	<p><u>129</u>～<u>131</u> (略)</p> <p><u>132</u> (1)から<u>131</u>までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>			<p>び審査報告書の受付にあつては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。)</p> <p><u>133</u>～<u>135</u> (略)</p> <p><u>136</u> (1)から<u>135</u>までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
144	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（(4)から(10)まで及び(12)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町並びに法第97条の2第1項の規定により<u>建築主事</u>を置く市町で法第78条第1項に規定する建築審査会が置かれているものを除く。）</p>	144	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（(4)から(10)まで及び(12)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>全市町（法第4条第1項又は第2項の規定により<u>建築主事</u>を置く市町で法第78条第1項に規定する建築審査会が置かれているものを除く。）</p>
145	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から<u>20</u>まで、<u>24</u>及び<u>26</u>から<u>42</u>までにおいては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項並びに法第97条の2第1項の規定により<u>建築主事</u>を置く市町を除く。）</p>	145	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(1)から<u>20</u>まで、<u>30</u>及び<u>32</u>から<u>48</u>までにおいては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作</p>	<p>全市町（法第4条第1項又は第2項の規定により<u>建築主事</u>を置く市町を除く。）</p>

物に係るものに限る。)

(1)～(12) (略)

(13)～(16) (略)

(17) 法第18条第16項の規
定による通知に係る通
知書の受付

(18) 法第18条第18項の検
査済証の手交

(19) 法第18条第19項の規
定による通知に係る通
知書の受付

(20) 法第18条第21項の中
間検査合格証の手交

物に係るものに限る。)

(1)～(12) (略)

(13) 法第7条の6第1項
第1号及び第2号の規
定による認定に係る申
請書の受付

(14)～(17) (略)

(18) 法第18条第18項の規
定による提出に係る審
査報告書の受付(電子
的方法により行われる
ものに係るものを除
く。)

(19) 法第18条第19項の規
定による通知に係る通
知書の手交

(20) 法第18条第20項の規
定による通知に係る通
知書の受付

(21) 法第18条第22項の検
査済証の手交

(22) 法第18条第27項の規
定による提出に係る完
了検査報告書の受付
(電子的方法により行
われるものに係るもの
を除く。)

(23) 法第18条第28項の規
定による通知に係る通
知書の受付

(24) 法第18条第30項の中
間検査合格証の手交

(25) 法第18条第36項の規
定による提出に係る中
間検査報告書の受付
(電子的方法により行

(21)～(40) (略)

(41) 法第88条第1項において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の3第1項及び第5項、第7条の4第2項及び第6項、第12条第5項(第2号及び第3号を除く。)並びに第18条第2項、第3項、第16項、第18項、第19項及び第21項に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、中間検査合格証の手交、中間検査報告書の受付及び報告書の受付(法第6条の2第5項、第7条の2第3項及び第6項並びに第7条の4第2項及び第6項に規定する

われるものに係るものを除く。)

(26) 法第18条第38項第1号及び第2号の規定による認定に係る申請書の受付

(27)～(46) (略)

(47) 法第88条第1項において準用する法第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の3第1項及び第5項、第7条の4第2項及び第6項、第12条第5項(第2号及び第3号を除く。)並びに第18条第2項、第3項、第18項から第20項まで、第22項、第27項、第28項、第30項及び第36項に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、中間検査合格証の手交、中間検査報告書の受付、報告書の受付及び審査報告書の受付(法第6条の2第5項、第7条の2第3項

	<p>事務に係る確認審査報告書、通知書、完了検査報告書及び中間検査報告書の受付にあっては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。)</p> <p>(42) (略)</p> <p>(43) (1)から(42)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>				
146	<p>建築基準法施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。)</p>			
				<p>及び第6項、第7条の4第2項及び第6項並びに第18条第18項、第27項及び第36項に規定する事務に係る確認審査報告書、通知書、完了検査報告書、中間検査報告書及び審査報告書の受付にあっては、電子的方法により行われるものに係るものを除く。)</p> <p>(48) (略)</p> <p>(49) (1)から(48)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
146			<p>146 建築基準法施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（(4)及び(5)においては、<u>政令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。</u>）</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。)</p>	
146の2			<p>146の2 建築基準法施行令（以下この項において「政令」という。）及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務（<u>政令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物</u>）</p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町及び同法第97条の2第1項又は</p>	

147	(略)	
(略)		
150 の4	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町を除く。）
150 の5	建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第1条第1項に規定する建築物に係るものに限る。） (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町に限る。）
150 の6	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下この項において「省令」という。）の施行	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規

	物に係るものに限る。） (1) 政令第137条の12第6項の規定による認定に係る申請書の受付 (2) 政令第137条の12第7項の規定による認定に係る申請書の受付	第2項の規定により <u>建築主事等</u> を置く市町を除く。）
147	(略)	
(略)		
150 の4	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項又は第2項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町及び同法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等</u> を置く市町を除く。）
150 の5	建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第1条第1項に規定する建築物に係るものに限る。） (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等</u> を置く市町に限る。）
150 の6	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下この項において「省令」という。）の施行	全市町（建築基準法第4条第1項又は第2項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町

	に関する次に掲げる事務 (1)・(2) (略)	定により <u>建築主事</u> を置く市町を除く。)
150 の7	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 (以下この項において「省令」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第1条第1項に規定する建築物に係るものに限る。) (1)・(2) (略)	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町に限る。)
(略)		
150 の20	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(10) (略)	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町を除く。)
150 の21	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務(<u>建築基準法第6条第1項第4号</u> に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町に限る。)

	に関する次に掲げる事務 (1)・(2) (略)	及び同法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等</u> を置く市町を除く。)
150 の7	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 (以下この項において「省令」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第1条第1項に規定する建築物に係るものに限る。) (1)・(2) (略)	全市町(建築基準法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等</u> を置く市町に限る。)
(略)		
150 の20	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(10) (略)	全市町(建築基準法第4条第1項又は第2項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町及び同法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等</u> を置く市町を除く。)
150 の21	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務(<u>建築基準法施行令第148条第1項第1号又は第2号</u> に掲げる建築物(その新築、改	全市町(建築基準法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等</u> を置く市町に限る。)

	は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物である住宅に係るものに限る。)	
	(1)～(10) (略)	
(略)		
151 の6	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町を除く。）
151 の7	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第7条第1項に規定する建築物に係るものに限る。） (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町に限る。）
151 の8	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並

	築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物である住宅に係るものに限る。)	
	(1)～(10) (略)	
(略)		
151 の6	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項又は第2項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町及び同法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事</u> 等を置く市町を除く。）
151 の7	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第7条第1項に規定する建築物に係るものに限る。） (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事</u> 等を置く市町に限る。）
151 の8	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成	全市町（建築基準法第4条第1項又は第2項の

	18年国土交通省令第110号) 第10条第1項の規定による通知に係る通知書の手交	<u>び</u> に同法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町を除く。)
151の9	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第1項の規定による通知に係る通知書の手交（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第7条第1項に規定する建築物に係るものに限る。)	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町に限る。)
(略)		
151の13	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町を除く。)
151の14	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（ <u>建築基準法</u> 第6条第1項第4号に掲	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町に限る。)

	18年国土交通省令第110号) 第10条第1項の規定による通知に係る通知書の手交	<u>規定</u> により <u>建築主事</u> を置く市町及び同法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等</u> を置く市町を除く。)
151の9	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第1項の規定による通知に係る通知書の手交（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第7条第1項に規定する建築物に係るものに限る。)	全市町（建築基準法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等</u> を置く市町に限る。)
(略)		
151の13	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項又は第2項の規定により <u>建築主事</u> を置く市町及び同法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等</u> を置く市町を除く。)
151の14	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（ <u>建築基準法</u> 施行令第148条第1項第1	全市町（建築基準法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等</u> を置く市町に限る。)

	<p>げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(3) (略)</p>			<p><u>号又は第2号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物に係るものに限る。）</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	
151 の15	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下この項において「規則」という。）<u>第43条第1項（規則第46条において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る通知書の手交</u></p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により<u>建築主事</u>を置く市町を除く。）</p>	151 の15	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下この項において「規則」という。）の<u>施行に関する次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>規則第43条第1項（規則第46条において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る通知書の手交</u></p> <p>(2) <u>規則第46条の2の書面の交付に係る申請書の受付</u></p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項又は第2項の規定により<u>建築主事</u>等を置く市町を除く。）</p>
151 の16	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下この項において「規則」という。）<u>第43条第1項（規則第46条において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る通知書の手交（建築基準法第6条第1項第4</u></p>	<p>全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により<u>建築主事</u>を置く市町に限る。）</p>	151 の16	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下この項において「規則」という。）の<u>施行に関する次に掲げる事務（建築基準法施行令第148条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転</u></p>	<p>全市町（建築基準法第97条の2第1項又は第2項の規定により<u>建築主事</u>等を置く市町に限る。）</p>

	<p>且に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物に係るものに限る。）</p>			<p>又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>規則第43条第1項</u> (規則第46条において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る通知書の手交</p> <p>(2) <u>規則第46条の2の書面の交付に係る申請書の受付</u></p>	
151 の17	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>法第12条第1項</u>の規定による提出に係る計画書の受付</p> <p>(2) <u>法第12条第2項</u>の規定による提出に係る計画書の受付</p> <p>(3) <u>法第12条第3項</u>の規定による交付に係る通知書の手交</p> <p>(4) <u>法第13条第2項</u>の規定による通知に係る通知書の受付</p> <p>(5) <u>法第13条第3項</u>の規定による通知に係る通</p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により<u>建築主事を置く市町</u>を除く。）</p>	151 の17	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>法第11条第1項</u>の規定による提出に係る計画書の受付</p> <p>(2) <u>法第11条第2項</u>の規定による提出に係る計画書の受付</p> <p>(3) <u>法第11条第3項</u>の規定による交付に係る通知書の手交</p> <p>(4) <u>法第12条第2項</u>の規定による通知に係る通知書の受付</p> <p>(5) <u>法第12条第3項</u>の規定による通知に係る通</p>	<p>全市町（建築基準法第4条第1項又は第2項の規定により<u>建築主事を置く市町</u>及び同法第97条の2第1項又は第2項の規定により<u>建築主事</u>等を置く市町を除く。）</p>

を必要とするものを除く。)以外の建築物に係るものに限る。)

- (1) 法第12条第1項の規定による提出に係る計画書の受付
- (2) 法第12条第2項の規定による提出に係る計画書の受付
- (3) 法第12条第3項の規定による交付に係る通知書の手交
- (4) 法第13条第2項の規定による通知に係る通知書の受付
- (5) 法第13条第3項の規定による通知に係る通知書の受付
- (6) 法第13条第4項の規定による交付に係る通知書の手交
- (7) 法第19条第1項の規定による届出に係る届出書の受付 (電子的方法により行われるものに係るものを除く。)
- (8) 法第20条第2項の規定による通知に係る通知書の受付 (電子的方法により行われるものに係るものを除く。)
- (9) 法第34条第1項の規定による認定に係る申請書の受付
- (10) 法第36条第1項の規

により知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物に係るものに限る。)

- (1) 法第11条第1項の規定による提出に係る計画書の受付
- (2) 法第11条第2項の規定による提出に係る計画書の受付
- (3) 法第11条第3項の規定による交付に係る通知書の手交
- (4) 法第12条第2項の規定による通知に係る通知書の受付
- (5) 法第12条第3項の規定による通知に係る通知書の受付
- (6) 法第12条第4項の規定による交付に係る通知書の手交

- (7) 法第29条第1項の規定による認定に係る申請書の受付
- (8) 法第31条第1項の規

	定による認定に係る申請書の受付 <u>(11) 法第41条第1項の規定による認定に係る申請書の受付</u>	
151 の20	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) 省令第11条の書面の交付に係る申請書の受付 (2) 省令第25条第1項（省令第28条において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る通知書の手交 (3) 省令第29条の書面の交付に係る申請書の受付 <u>(4) 省令第31条第1項の規定による通知に係る通知書の手交</u>	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事を置く市町</u> を除く。）
(略)		
151 の22	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務（ <u>建築基準法第6条第1項第4号</u> に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により <u>建築主事を置く市町</u> に限る。）

	定による認定に係る申請書の受付	
151 の20	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) 省令第13条の書面の交付に係る申請書の受付 (2) 省令第24条第1項（省令第27条において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る通知書の手交 (3) 省令第28条の書面の交付に係る申請書の受付	全市町（建築基準法第4条第1項又は第2項の規定により <u>建築主事を置く市町</u> 及び同法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等を置く市町</u> を除く。）
(略)		
151 の22	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務（ <u>建築基準法施行令第148条第1項第1号</u> 又は第2号に掲げる建築物（その新築、改築、	全市町（建築基準法第97条の2第1項又は第2項の規定により <u>建築主事等を置く市町</u> に限る。）

<p>途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物に係るものに限る。)</p> <p>(1) <u>省令第11条</u>の書面の交付に係る申請書の受付</p> <p>(2) <u>省令第25条第1項</u> (省令第28条において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る通知書の手交</p> <p>(3) <u>省令第29条</u>の書面の交付に係る申請書の受付</p> <p>(4) <u>省令第31条第1項の規定による通知に係る通知書の手交</u></p>	<p>増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物に係るものに限る。)</p> <p>(1) <u>省令第13条</u>の書面の交付に係る申請書の受付</p> <p>(2) <u>省令第24条第1項</u> (省令第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る通知書の手交</p> <p>(3) <u>省令第28条</u>の書面の交付に係る申請書の受付</p>
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1の135の項の改正 令和7年5月26日
 - (2) 別表第1の103の17の項から103の20の項までの改正 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号）の施行の日
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する知事が行った承認その他の行為又は現に知事に対して行っている承認の申請その他の行為で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後この条例の規定による改正後の静岡県事務処理の特例に関する条例の規定により市が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該市の長が行った承認その他の行為又は当該市の長に対して行った承認の申請その他の行為とみなす。